

長門市斎場管理運営業務委託に関する質問に対する回答について

令和8年6月22日（月）

長門市 市民生活部 生活環境課

N0	実施要領等	質問	回答
1	実施要領 2 参加資格要件	本社自身が（7）を満たしていない場合において、個人委託による請負で要件を満たす個人が本社の社員となる場合、本社は要件に該当するか。	この要件は、本プロポーザルに参加しようとする事業者（法人）自身が、組織として「元請又は下請」の立場で業務を受託した実績を求めるものです。 したがって、個人が有する業務実績を、その個人を社員として雇用することによって、法人の実績とみなすことはできません。 貴社（本社）自身が「元請又は下請」として当該実績を有している必要があります。
2	実施要領 2 参加資格要件	本社自身が（7）を満たしていない場合において、（7）の要件を満たす事業所に一部業務を下請けに出す場合、参加要件に該当するか。	本プロポーザル実施要領「2 参加資格要件」では、「本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。」と定めております。 これは、本プロポーザルに応募する事業者（法人）ご自身が、全ての参加資格要件を満たしている必要があることを意味します。 ご質問の「要件を満たす事業所に一部業務を下請けに出す」という計画は、契約後の業務実施体制に関する提案事項ではありますが、応募事業者ご自身の実績を代替するものとはなりません。 したがって、貴社（本社）自身が参加資格要件（7）の実績を有していない場合、本プロポーザルに参加することはできません。

3	実施要領 2 参加資格要件	本社自身が（7）を満たしていない場合において、（7）の要件を満たす事業所と共同企業体とした場合、参加要件に該当するか。	共同企業体（JV）での参加は、構成員の資格要件に関わらず認められません。本プロポーザルは、応募する単独の事業者が全ての参加資格要件を満たすことを前提としています。
4	仕様書 第6条 1. 火葬関連業務（5）	収骨後の残骨灰の処理について、最終的な処分は受注者の業務範囲内か。	仕様書に定めるとおり、残骨灰の収集から最終的な処理（供養）まで、受注者の業務範囲となります。 なお、本業務を専門の業者へ再委託することは可能ですが、その場合も受注者が全ての責任を負うものとします。
5	仕様書 別紙1 業務分担表	3万円未満の軽微な修繕及び、消耗品について、過去3年間の支出状況を示してください。	別添「支出状況」にて示します。ご参照ください。